

4 提言

第 1 専門部会および第 2 専門部会における検討結果を踏まえ、本委員会は、区の行政評価制度のあり方について、以下を提言する。この 13 項目にわたる提言は、これまでの検討内容から得られた提案や助言のうち、行政評価制度の運用改善に向けて、特に区において留意していただきたいものである。提言にあたっては、改善の具体的な目的に合わせ、「行政評価制度の一層の向上を目指して」、「区民に分かりやすい行政評価を目指して」、「行政評価委員会のさらなる発展を目指して」の 3 つの視点から整理した。

提言の柱

4.1 行政評価制度の一層の向上を目指して

提言文

提言 1

行政評価と練馬区行政改革推進プランは、練馬区長期計画に掲げた施策・事業の成果を確実にあげていくための両輪であることから、この二つの整合性を不断に確認しながら取り組むことが必要である。

行政改革推進プランの「練馬区の公共経営システム」(注 1)にあるように、行政評価には、各事業本部等が担当する分野毎の 4 つの基幹サービスとそれを支援する行政改革の 4 つの柱に沿って評価することと、その成果が長期計画に沿って実現されているかを評価することの 2 つの面がある。したがって、さらなる行政評価制度の向上のためには、不断に行政評価制度と行政改革推進プランの整合を図ることが必要である。

また、各事業本部等においては、内部評価実施前に行政評価と行政改革推進プランの目的や成果等について、十分に意見交換を行うべきである。

このことにより、行政評価が本来の目的を離れてルーティンとなったり、これをこなすことが目的化していないかを各職員が自問する機会となる。また、区民に対する説明責任(アカウンタビリティ)への意識の再確認ともなる。

提言の説明